

## 目白大学短期大学部学則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 目白大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び建学の精神に基づき幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は實際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする。

#### (自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

### 第2章 学科、学生定員及び修業年限

#### (学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生 活 科 学 科	80人	160人
製 菓 学 科	80人	160人
ビジネス社会学科	60人	120人

#### (学科の人材養成に係る目的)

第3条の2 前条に定める各学科の人材養成に係る目的は次の各号のとおりとする。

- (1) 生活科学科は、生活全般を科学的に探究し、専門的な知識・技術の修得を通して、生活を改善し社会に貢献する実践力を身につけた人材を養成する。
- (2) 製菓学科は、製菓に関する専門的な知識・技術の修得を通して、観察力や創造力を有する感性豊かな人材を養成する。
- (3) ビジネス社会学科は、ビジネス社会に求められる実践的知識・技術の修得を通して、ビジネスに関する実務能力を有する有為な人材を養成する。

#### (学位授与等の方針)

第3条の3 本学は、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）及び入学者の受入れ方針（アドミッションポリシー）を定める。

2 前項の方針に関する事項は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園創立記念日(11月11日)

(4) 春季休業日 3月20日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する女性とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規則による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規則により大学に入学した者であつて、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### (入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、募集要項等に定める。

#### (入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、所定の選考の後、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

#### (入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

#### (再入学)

第13条 本学に、再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可する。

2 前項の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び既修得単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

#### (退 学)

第14条 退学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が退学を許可する。

#### (休 学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上修学することが困難で、休学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が休学を許可する。

2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

#### (休学の期間)

第16条 休学のできる期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条2項の在学年限に算入しない。

#### (復 学)

第17条 休学期間中にその事由が消滅し、復学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が復学を許可する。

(除 籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第19条 生活科学科は、授業科目を基礎教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 2 製菓学科は、授業科目を基礎教育科目及び専門教育科目に区分する。
- 3 ビジネス社会学科は、授業科目を基礎教育科目及び専門教育科目に区分する。
- 4 各学科の基礎教育科目の履修方法及び単位数については別表第1、生活科学科の専門教育科目の履修方法及び単位数については別表第2、製菓学科の専門教育科目の履修方法及び単位数については別表第3、ビジネス社会学科の専門教育科目の履修方法及び単位数については別表4のとおりとする。

(授業の方法及び単位数の計算方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 教育上有益と認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。
- 4 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
  - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が別に定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 卒業研究等における成果に対しても、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。本学修と評価に関する事項は、別に定める。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績の評価)

第22条 学習成績の評価は、S・A・B・C・D・Gをもって表し、S・A・B・C・Gを合格、Dを不合格とする。

2 評価に関する事項は、別に定める。

(製菓衛生師コース)

第23条 製菓学科に製菓衛生師国家試験受験資格を取得のための製菓衛生師コースをおき、その教育課程等に関し学則に定めのない事項については、別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、所定の授業科目について生活科学科及びビジネス社会学科は64単位以上、製菓学科は68単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第25条 本学に2年以上在学し、前条の卒業要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第26条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次に掲げる短期大学士の学位を授与する。

生活科学科	短期大学士（生活科学）
製菓学科	短期大学士（生活科学）
ビジネス社会学科	短期大学士（社会経済）

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第27条第2項の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

## 第7章 学生納付金等

(学生納付金等の金額)

第30条 本学の検定料、入学金、授業料、施設設備費、教育維持費及び休学在籍料の金額は、別表第5のとおりとする。

2 外国人留学生、科目等履修生の入学金等については、別に定める。

3 実験実習費及び製菓衛生師課程費等の費用については、別に定める。

(授業料等の納期)

第31条 授業料及び教育維持費は春学期、秋学期に分けて納付し、施設設備費は春学期に全額納付しなければならない。特別の事情があると認められる者には、延納を認めることがある。

春学期	納期	3月
-----	----	----

秋学期	納期	9月
-----	----	----

2 その他の納付金については、別に定める。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第32条 学期の途中で退学した者には、すでに納付した授業料等のうち、退学した月の翌月からの授業料及び教育維持費を返還する。

2 除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

3 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第33条 休学を許可された者は、休学在籍料を納付するものとし、他の授業料等の納付は要しない。

2 学期の途中で休学した者は、休学期間の休学在籍料を納付するものとし、すでに納付した授業料等のうち、月初の場合は休学したその月から、月の中途の場合は休学した翌月から、授業料及び教育維持費は返還する。

(復学した場合の授業料等)

第34条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。なお、復学した月からの休学在籍料は返還する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第35条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該期までの授業料等を納付しなければならない。

(納付した学生納付金等)

第36条 納付した検定料、入学金、授業料、施設設備費、教育維持費及び休学在籍料は、別に定めのある場合を除き返還しない。ただし、所定の期日までに文書により、入学辞退の申出があった者の授業料、施設設備費及び教育維持費については、この限りではない。

## 第8章 教職員組織及び事務局

(教職員組織)

第37条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員

2 前項に規定するもののほか、学長の職務を補佐するため、副学長を置くことができる。

(事務局)

第38条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する規則は、別に定める。

## 第9章 大学運営評議会、学部長等会議及び教授会

(大学運営評議会、学部長等会議及び教授会)

第39条 本学に、重要な事項を審議するため、大学運営評議会、学部長等会議及び教授会を置く。

2 大学運営評議会、学部長等会議及び教授会に関する規則は、別に定める。

## 第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第21条及び第22条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第41条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第43条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前2項の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 補則

(学則の改廃)

第44条 この学則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

## 附則

1 この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 昭和63年度から平成12年度において収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。



年 度 学 科	昭和63年度～ 平成5年度		平成6年度		平成7年度	
	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英語英文科	325	650	290	615	290	580
国語国文科	310	620	260	570	260	520
生活科学科	230	460	210	440	210	420
計	865	1,730	760	1,625	760	1,520

年 度 学 科	平成8年度		平成9年度～ 平成11年度	
	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英語英文科	310	600	310	620
国語国文科	280	540	280	560
生活科学科	240	450	240	480
計	830	1,590	830	1,660

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学生については、第6条及び第32条を除き、旧学則を適用する。
- 3 平成12年度から平成16年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度 学 科	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英語英文科	0	310	0	0	0	0
国語国文科	0	280	0	0	0	0
言語表現学科	300	300	270	570	240	510
生活科学科	180	420	180	360	180	360
計	480	1,310	450	930	420	870

年 度 学 科	平成15年度		平成16年度	
	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英語英文科	0	0	0	0
国語国文科	0	0	0	0
言語表現学科	210	450	180	390
生活科学科	180	360	180	360
計	390	810	360	750

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第32条及び第33条の規定は、平成14年度に限り、平成13年度以前の入学者に対しては、平成13年度の学則を適用する。
- 3 平成14年度から平成16年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英語英文科	0	0	0	0	0	0
言語表現学科	100	370	70	170	70	140
生活科学科	120	300	120	240	90	210
計	220	670	190	410	160	350

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度及び平成16年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成15年度		平成16年度	
学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
言語表現学科	0	100	0	0
生活科学科	140	260	110	250
子ども学科	50	50	50	100
計	190	410	160	350

- 3 前項の規定にかかわらず専攻科保育専攻の学生受入れは、平成17年度より行う。

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成16年10月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度において生活科学科の入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成17年度	
学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	150	260

- 1 この学則は、平成18年1月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成19年度	
学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	120	270

子ども学科	0	50
製菓学科	80	80

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成20年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	120	270
製菓学科	80	80

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成22年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	60	180
製菓学科	80	160
ビジネス社会学科	60	60

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	平成24年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	80	140
製菓学科	80	160
ビジネス社会学科	60	120

- この学則は、平成25年1月1日から施行する。  
 この学則は、平成25年9月1日から施行する。  
 この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1～4については、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1～4については、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1（第19条関係）

（1）基礎教育科目

授業科目 の区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考	
			必 修	選 択		
教 養 科 目	日本語表現Ⅰ	1	2			
	日本語表現Ⅱ	1	2			
	保健体育	1	1			
	比較文化論	1		2		
	芸術と文化の理解	1		2		
	現代社会の動き	1		2		
キャリア形成科目	ベーシック セミナー	1	1		} 1科目2単位 選択必修	
	職業と生活	1 1	1	2		
	コミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	1			2
		話し方と敬語	1			2
		プレゼンテーション概論	1			2
		プレゼンテーション演習	2			2
		英会話Ⅰ	1			1
		英会話Ⅱ	1			1
		韓国語Ⅰ	1			1
	韓国語Ⅱ	1		1		
	情報 リテラシー	情報活用演習Ⅰ	1			2
		情報活用演習Ⅱ	1			2
		情報応用演習	1			2
マナー	社会人とマナー	1	2		} 「製菓学科」は 選択	
	ビジネスマナー	1	2			
インター ンシップ	インターンシップ（短期）	1		2		
	インターンシップ（長期）	1		3		
実践・ 実習	ボランティア論	1		2		
	ボランティア実習	1		1		
	スタディ・アブロード	1		2		
単位数計	<卒業要件> 基礎教育科目		11	36		
	生活科学科及びビジネス社会学科	20単位以上	47			
	製菓学科	14単位以上				

## 別表第2 (第19条関係)

## (1) 専門教育科目 (生活科学科)

授業科目 の区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備考
			必 修	選 択	
短期大学部 共通科目	ホスピタリティ	1	2		
	秘書学概論	1		2	
	秘書実務	1		2	
	簿記Ⅰ	1		2	
	簿記Ⅱ	1		2	
	簿記スキルアップ	1		2	
	小売業の知識	1		2	
	マーチャンダイジング	1		2	
	ストアオペレーション	1		2	
	販売管理	1		2	
	ビジネス文書実務	1		2	
生活科学 科目	ホームマネジメント	1	2		
	生活科学セミナーⅠ	2	2		
	生活科学セミナーⅡ	2	2		
	ジェンダーと職業	1		2	
	暮らしと環境	2		2	
ファッ ション フイ ールド	ファッションと生活	1		2	
	ファッション史	2		2	
	ファッションビジネス論	1		2	
	ファッション販売論	1		2	
	ファッション販売の技術	1		2	
	ファッションクリエイト実習	2		2	
	衣生活実習	1		2	
	ファッションコーディネート	1		2	
ブ ライ ダル フイ ールド ・ コス メ	ブライダル総論	2		2	
	ブライダルプロデュース演習	1		2	
	ブライダルファッション	1		2	
	化粧品学	2		2	
	ネイルアート実習	1		2	
	メイクアップ・ヘアスタイリング演習	1		2	
	フォト・アンド・ステージメイク	2		2	
	化粧心理学	2		2	
カ フ エ ・ フ ード フイ ールド	栄養と健康	1		2	
	食品学	1		2	
	食文化論	2		2	
	基礎調理実習	1		2	
	カフェ実習	2		2	
	フードクリエイト演習	1		2	
	カフェマネジメント	2		2	
	テーブルコーディネート	1		2	
	フードビジネス論	2		2	

6フィールドから  
2フィールド選択  
し合計15単位  
選択必修

インテリア フィールド	インテリアデザイン論	2		2	6フィールドから 2フィールド選択 し合計15単位 選択必修
	インテリアデザイン演習	2		2	
	インテリアの基礎	1		2	
	インテリアコーディネート論	1		2	
	インテリアコーディネート演習	1		2	
	カラーコーディネート論	1		2	
	カラーコーディネート演習	1		2	
心理 コミュニケーション フィールド	子どもの心理	2		2	
	メンタルヘルス	2		2	
	恋愛の心理学	1		2	
	人間の心と行動	1		2	
	コミュニケーションスキル	1		2	
	カウンセリング論	1		2	
	カウンセリング演習	2		2	
こども フィールド	手作りおもちゃ実習	1		2	
	こどもと造形表現	1		2	
	こどもの食と栄養	2		2	
	キッズクッキング	2		1	
	発達と保育	2		2	
	チャイルドケア	1		2	
	リズム表現	1		1	
	レクリエーション演習	2		2	
単位 数計	<卒業要件>		8	116	
	専門教育科目	36単位以上			
	自由選択科目	8単位まで	124		
	合計	44単位以上			

別表第3 (第19条関係)  
 (1) 専門教育科目 (製菓学科)

授業科目 の区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
短期大学 部共通科目	ホスピタリティ	1	2		製菓衛生師コースは選択
	秘書学概論	1		2	
	秘書実務	1		2	
	簿記Ⅰ	1		2	
	簿記Ⅱ	1		2	
	簿記スキルアップ	1		2	
	小売業の知識	1		2	
	マーチャンダイジング	1		2	
	ストアオペレーション	1		2	
	販売管理	1		2	
	ビジネス文書実務	1		2	
製菓の 知識	※食品衛生学Ⅰ	1	2		
	※食品衛生学Ⅱ	1		2	
	※衛生法規	2	2		
	※公衆衛生学Ⅰ	1	2		
	※栄養学	1	2		
	※製菓理論総論Ⅰ	1	2		
	※製菓理論各論Ⅰ (洋菓子)	1	2		
	※製菓理論各論Ⅱ (和菓子)	1	2		
	※製菓理論各論Ⅲ (製パン)	1	2		
	※食品学	1		2	
製菓の 技能	※基礎実習Ⅰ (洋菓子)	1	2		製菓衛生師コース以外 は1科目選択必修
	※基礎実習Ⅱ (和菓子)	1	2		
	※基礎実習Ⅲ (製パン)	1	2		
	※基礎実習Ⅳ (総合)	1		1	
	※専門実習Ⅰ (洋菓子)	1	3		
	※専門実習Ⅱ (和菓子)	1	3		
	※専門実習Ⅲ (製パン)	2	2		
	※専門実習Ⅳ (総合)	2		1	
	応用実習Ⅰ (洋菓子)	2		2	
	応用実習Ⅱ (和菓子)	2		2	
	応用実習Ⅲ (洋菓子)	2		3	
	応用実習Ⅳ (和菓子)	2		3	



製菓の広域	カフェ実習	2		2	製菓衛生師コースは選択
	シュガークラフト実習	2		2	
	販売実践	2	2		
	日本の技	2		1	
	ラッピング実習	1		1	
	製菓フランス語	2		1	
	※社会Ⅰ	1		2	
	※社会Ⅱ	2		2	
	カラーコーディネート論	1		2	
ディスプレイ実習	2		1		
製菓衛生師	※栄養学各論	2		2	製菓衛生師コース以外の者は履修不可
	※公衆衛生学Ⅱ	1		2	
	※公衆衛生学Ⅲ	2		2	
	※食品学各論	2		2	
	※食品衛生学Ⅲ	1		2	
	※食品衛生学Ⅳ	2		2	
	※食品衛生学Ⅴ（実験・実習）	1		1	
	※製菓理論総論Ⅱ	2		2	
セミナー	製菓学セミナーⅠ	2	1		
	製菓学セミナーⅡ	2	1		
単位数計	<卒業要件>		36	65	
	専門教育科目	46単位以上	101		
	自由選択科目	8単位まで			
	合計	54単位以上			

製菓衛生師国家試験受験資格を得るには、※を付した科目をすべて履修し、単位を修得しなければならない。

## 別表第4 (第19条関係)

## (1) 専門教育科目 (ビジネス社会学科)

授業科目 の区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
短期 大学 部 共 通 科 目	ホスピタリティ	1	2		
	秘書学概論	1		2	
	秘書実務	1		2	
	簿記Ⅰ	1		2	
	簿記Ⅱ	1		2	
	簿記スキルアップ	1		2	
	小売業の知識	1		2	
	マーチャンダイジング	1		2	
	ストアオペレーション	1		2	
	販売管理	1		2	
	ビジネス文書実務	1		2	
ビ ジ ネ ス 社 会 科 目	ビジネス基礎演習Ⅰ	1	2		
	ビジネス基礎演習Ⅱ	1	2		
	ビジネス社会セミナーⅠ	2	2		
	ビジネス社会セミナーⅡ	2	2		
秘 書 ビ ジ ネ ス フ ィ ー ル ド	秘書演習Ⅰ	1		2	
	秘書演習Ⅱ	2		2	
	交渉力を身につける	1		2	
	ビジネス戦略	2		2	
メ デ ィ カ ル 秘 書 フ ィ ー ル ド	メディカル秘書概論	1		2	
	メディカル秘書実務	2		2	
	メディカルスタッフ論	2		2	
	医療報酬請求事務Ⅰ	1		2	
	医療報酬請求事務Ⅱ	1		2	
	医学と薬学の知識	1		2	
マ ー ケ テ ィ ン グ フ ィ ー ル ド	マーケティング	1		2	2つのフィールドから14単位必修
	店づくり実習Ⅰ	1		2	
	店づくり実習Ⅱ	2		2	
	マーケティングリサーチ	2		2	
	販売実習	1		2	
	ネットビジネス	1		2	
フ ァ ィ ナ ン シ ャ ル フ ィ ー ル ド	ファイナンス基礎	1		2	
	ファイナンス応用	2		2	
	ファイナンシャルプランニングⅠ	1		2	
	ファイナンシャルプランニングⅡ	1		2	
	金融の知識	2		2	
	ビジネス・ゲーム	2		2	

授業科目 の区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
観光 ビジネス フィールド	観光地を学ぶ	1		2	2つのフィールドから14単位必修【再掲】
	世界遺産とエコツーリズム	1		2	
	旅と観光の文化論	2		2	
	テーマパーク論	2		2	
	トラベルコーディネート	1		2	
	旅をサポートするビジネス	1		2	
エア ライン ビジネス フィールド	エアラインビジネスⅠ	1		2	
	エアラインビジネスⅡ	2		2	
	エアライン英会話Ⅰ	1		1	
	エアライン英会話Ⅱ	1		1	
	エクセレンス・マナー	1		2	
	エアライン・トレーニング	2		2	
単位数計	<卒業要件> 専門教育科目 36単位以上 自由選択科目 8単位まで 合 計 44単位以上		10	86	
			96		

別表第5 (第30条関係)

項 目		金 額 (円)
検 定 料		30,000
入 学 金		250,000
授業料 (年額)	生活科学科	728,000
	製菓学科	768,000
	ビジネス社会学科	728,000
施設設備費 (年額)		280,000
教育維持費 (年額)		40,000
休学在籍料 (年額)		120,000

- 注) 1 大学入試センター試験利用入学試験の検定料は「13,000円」とする。  
 2 目白研心高等学校の校長推薦による本学入学に係る検定料は「15,000円」とする。  
 3 過去に目白大学又は目白大学短期大学部に入学金を払い入学した者が、入学する際の入学金は、「125,000円」とする。  
 4 目白研心高等学校卒業生が入学する際の入学金は「125,000円」とする。